

(施策の方向性一覧)

第5章第2節 施策の方向性を一覧にまとめています。

この一覧は、今後神戸市が取り組んでいく方向性を各主体へ示すとともに、各施策の進行状況の点検を行うためのものとします。

新規、継続、拡充の意味と施策に関係する主体とその記号の意味は、次のとおりです。

新規：新たに取り組んでいく施策
拡充：取り組み方や内容を充実させていく施策
継続：取り組み方や内容を継続していく施策
関係主体：第5章第1節1. 住生活に関わる各主体（下記の一覧参照）

その施策の主要な主体となる場合に◎、その施策に何らかの関係がある場合に○を付けています。（施策の対象となる場合や施策の実施を受け役割を担っていく場合を含みます。例えば、その施策の対象となる場合や情報提供の受け手となる場合には、市民の欄に◎あるいは○を付けています。）

【住生活の関わる各主体一覧】

	例 示
市 民	本人、家族、向こう三軒両隣り、マンション管理組合
地域団体	自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、まちづくり協議会、防災福祉コミュニティ、民生委員児童委員協議会 など
住まい手支援者 (住まい手を支援する主体)	住生活関連サービス事業者 (社会福祉法人、医療法人、民間事業者 など) 非営利団体 (NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体 など) 専門家 (学識経験者、建築士、弁護士、消費生活相談員、マンション管理士 など)
住まい提供者 (住まいの供給に関わる主体)	民間・個人事業者 (住宅供給事業者、工務店、宅地建物取引業者、金融機関、家主 など) 公的住宅セクター (都市再生機構、住宅金融支援機構、住宅供給公社、指定確認検査機関、移住・住みかえ支援機構、高齢者住宅財団 など)
神戸市	神戸市、すまいるネット

★：新たに追加した項目
☆：位置を変更した項目

方向性1. 安全な住まい・住環境を実現する		施策に関する主体				
		市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 ま い 手	提 供 者 住 ま い 者
(1) 住まいの適法性の確保						
継続	建築確認、中間・完了検査の適正な実施	○			◎	◎
継続	指定確認検査機関の適正な建築確認・検査業務の実施の確保				○	◎
継続	定期報告制度の活用による共同住宅の適正な維持管理の推進	◎		○		◎
継続	違法なリフォーム工事を防止するための建築確認・検査等の手続きの周知	○			◎	◎
継続	「合格プレート」の交付などによる市民の適法な住まいに対する意識の向上	◎		○	○	◎
継続	建築ルールに関する基礎知識の普及	○	○	○	◎	◎
(2) 住まいの耐震性の確保						
継続	耐震診断員の派遣による耐震診断の促進	◎	○	○	○	◎
継続	耐震診断から耐震改修へつなげる取り組み	○		○	○	◎
継続	耐震改修工事費などの補助やリフォーム支援などによる耐震化の促進	○		○	○	◎
継続	地域特性に応じた広報の充実	○	○	○	○	◎
継続	家具固定費用の補助などによる室内の地震対策の促進	◎	○	○	○	◎
継続	★ 分譲マンションでの合意形成支援や制度周知	○		○		◎
継続	市営住宅の耐震化	○	○			◎
継続	耐震化に関する相談体制や情報提供の充実	○	○	○	○	◎

方向性 1. 安全な住まい・住環境を実現する		施策に関する主体				
		市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 ま い 手	提 供 者
(3) 住まいの防犯性の確保						
継続	住宅性能表示制度などの普及	○		○	◎	◎
継続	住まいの防犯対策に関する情報提供や現地簡易アドバイザー派遣の充実	○	○	○		◎
継続	灯かりのいえなみ協定の推進	○	◎	○	○	◎
拡充	住まい・地域の防犯性を高める住まい方の普及	◎	○	○	○	◎
(4) 防災・安全に配慮した住環境の形成						
継続	★ 密集市街地における地域特性に応じた事業の展開	○	◎	○	○	◎
拡充	☆ 近隣住環境計画制度のよりいっそうの活用	○	◎	○	○	◎
新規	★ マンションでの防災対策改修など防災に関する取り組みの支援	◎		○		◎
新規	★ マンション管理組合等の入居者団体による自主防災の取り組み支援	◎		○		◎
継続	★ 津波、土砂災害、水害等に備えた地域情報の広報	○	○	○		◎

方向性 2. 居住の安定を確保する

施策に関する主体

市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 ま い 手	提 供 者	住 ま い	神 戸 市
--------	------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------

(1) 住宅確保要配慮者の居住安定確保

共通の方向性

継続	第 2 次市営住宅マネジメント計画の推進	○				◎
拡充	住宅セーフティネットの再構築・機能充実	○			◎	◎
拡充	★ 居住支援協議会による事業展開の検討	○	○			◎
新規	住宅困窮状況を把握する新たな指標づくりやその状況に応じた支援のあり方の検討			○		◎
新規	住生活関連サービスとのネットワークの創設	○	○	◎		◎

低額所得者への支援

継続	市営住宅の提供	○				◎
新規	民間賃貸住宅も含めた所得の状況に応じた支援の検討				○	◎
新規	雇用・福祉とも連携した低額所得者の居住状況の把握とさらなる今後の対応の検討					◎

高齢者への支援

拡充	高齢期の適切な住まいの普及(高齢者居住安定確保計画に基づく取り組みの推進)	○		○	◎	◎
拡充	★ サービス付き高齢者向け住宅の質の確保と誘導等の必要性の検討				○	◎
拡充	地域団体や住生活関連サービス事業者との連携の強化	○	◎	◎		◎
拡充	民間賃貸住宅の福祉施策とも連携したバリアフリー化の促進	○		○	◎	◎

方向性 2. 居住の安定を確保する		施策に関する主体				
		市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 ま い 手	提 供 者
(1) 住宅確保要配慮者の居住安定確保						
高齢者への支援						
拡充	早めの住み替え支援の拡充	○		○	○	◎
拡充	地域と連携した見守り活動(市営住宅)	○	◎	◎		◎
障がい者への支援						
新規	新たな住まいの確保への取り組み	○	◎	◎	○	◎
継続	★ 市営住宅の空き家を活用したグループホームの整備	○		◎		◎
拡充	★ 民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する制度の利用促進			○	◎	◎
拡充	バリアフリー化など身体機能に応じた住宅供給と促進	○		○	◎	◎
子育て世帯への支援						
新規	子育て向け住宅供給の支援や子育てに配慮した地域環境づくり	○	○	○	◎	◎
新規	住み替え支援などの支援のあり方の検討		○	◎	○	◎
外国人への支援						
拡充	多言語による住宅情報提供等	○		◎	○	◎
新規	外国人コミュニティとの連携のあり方の検討			◎		◎
新規	家主への円滑な入居を支援する制度の普及	○			◎	◎
その他の世帯への支援						
継続	DV被害者への市営住宅の募集や申込時の優遇措置と一時的な目的外使用による提供	○				◎

方向性 2. 居住の安定を確保する

施策に関する主体

市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 まい 手	提 供 者	住 まい	神 戸 市
--------	------------------	-------------	--------------	-------------	---------	-------------

(1) 住宅確保要配慮者の居住安定確保

その他の世帯への支援

新規	ホームレスへの福祉施策と連携した住宅確保に必要な情報提供	○		◎		◎
拡充	★ 関係機関と連携した生活設計や住み替えに必要な情報提供	○				◎

市営住宅の取り組み

継続	特定目的住宅の募集や申込時の優遇措置	○				◎
拡充	ポイント方式の実施などきめ細かな住宅困窮状況の把握による公平かつ的確な住宅供給	○				◎
継続	福祉などの施策と連携した空住戸や集会所の提供による住宅ストックの有効活用	○	○	◎		◎
継続	住宅ストックの計画的な再編と適切な維持管理	○				◎
継続	高齢者、障がい者等に配慮した仕様での整備	○				◎
拡充	余剰地を活用した高齢者、障がい者等支援のための施設等の事業者との連携による整備	○		◎	○	◎

(2) 高齢者、子育て世帯などへのライフステージに対応した居住支援

若年期への支援

新規	雇用施策と連携した居住支援のあり方の検討					◎
新規	公的賃貸住宅や適切な広さ・家賃の民間賃貸住宅の情報提供	○		○	◎	◎
新規	ルームシェアなど民間賃貸住宅の活用策の検討				◎	◎
拡充	★ 一部の市営住宅の募集における若年単身者への拡大や居住状況の把握による対応と方向性の検討	○			○	◎

方向性 2. 居住の安定を確保する		施策に関する主体					
		市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 ま い 手	提 供 者	住 ま い 手
(2) 高齢者、子育て世帯などへのライフステージに対応した居住支援							
新婚・子育て期への支援							
継続	☆ 市営住宅の募集や特定優良賃貸住宅における支援	○				○	◎
新規	子育てに適した民間住宅供給の誘導策など支援の充実の検討			○		○	◎
拡充	子育て世帯向け住情報の充実やその発信方法の検討	○	○	◎		○	◎
継続	★ 親・子世帯の近居同居の支援	○					◎
高齢期への支援							
新規	多様な高齢者向け住宅の供給促進と見守り等支援体制の確保や民間誘導の推進				◎	◎	◎

方向性3. 環境にやさしい住まい・住まい方を 実現する		施策に関する主体				
		市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 まい 手 提 供 者	住 まい 者 神 戸 市
(1) 環境にやさしい住まいづくりの推進						
継続	長期優良住宅認定制度や低炭素住宅認定制度、CASBEE神戸などを活用した良質な住宅の普及	○		○	◎	◎
拡充	維持管理に関する相談体制や情報提供、住教育の充実など、住まい手の意識向上	◎		○	○	◎
継続	省エネルギー性能の向上や長寿命化を目的とした制度の普及	○	○	○	◎	◎
新規	良好な状態に保つ住まい方に対して住まい手が誇りを持てるような仕組みの検討	◎		○	○	◎
(2) 環境にやさしい住まい方の普及						
拡充	環境にやさしい住まい方に関する情報提供や住教育の充実	◎		○	○	◎
継続	エコタウンまちづくりなど、地域での取り組みの支援	◎	◎	○		◎
新規	住まい・住まい方における環境全般の専門家の育成活用			○	○	◎
新規	★ 気候風土を生かした住まい方の推奨・検討	◎	○	○		◎

方向性4. ニーズにあった住まいを選べる仕組みを創り出す		施策に関する主体					
		市民	地域団体	支援者	住まい手	提供者	住まい
(1) 住み替えがスムーズにできる環境づくり							
継続	長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の普及	○			○	◎	◎
拡充	既存住宅の購入やリフォームに関する情報提供や相談体制の充実	○			◎	○	◎
新規	住まいの検査や住宅履歴情報の整備の検討	○			○	◎	◎
継続	住宅瑕疵担保責任保険制度の普及	○				◎	◎
拡充★	多様な賃貸住宅の供給とリフォーム・改修等の支援	○			○	◎	◎
新規	住み替えたい人と不動産事業者をつなげる仕組みの検討	○	○		◎	○	◎
(2) 空家ストックの有効な活用							
継続	老朽危険家屋の所有者に対する適正な維持管理の指導	◎					◎
拡充★	空家特措法等を活用した特定空家等対策の推進	◎	○		○	○	◎
拡充	空家の活用に関する相談体制、情報提供などの充実	○	○		◎		◎
新規	良質な空家や空地の活用を進めていく仕組みの検討	○	○		◎	○	◎

方向性4. ニーズにあった住まいを選べる仕組みを 創り出す		施策に関する主体				
		市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 ま い 手	提 供 者
(3) ニュータウンの再生						
拡 充	★ 地域が主体となった団地再生への取 組みの支援と他団地にも活かせる仕 組みの検討	◎	◎	○	○	◎
新 規	☆ 地域ニーズにあった既存住宅の流通 促進や若年世帯誘致推進に資する施 策の検討	○	○	○	◎	◎
新 規	☆ 既存住宅の所有者と購入・賃貸希望 者や不動産業者をつなげる仕組みの 活用	○		○	◎	◎
(4) 「魅力」の向上と発信						
新 規	★ 既存住宅を安心して取得できる環 境づくり	○	○	○	◎	◎
新 規	★ 良好な景観の保全と「住宅地」として のブランド力の向上	◎	◎	○	◎	◎
新 規	★ 神戸らしい住まい方を含む神戸の住 まいの「魅力」の発信	○	○	○	○	◎

方向性5. 人と人とのつながりを育む住まい・ 住まい方を支援する	施策に関する主体						
	市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 まい 手	提 供 者	住 まい 者	神 戸 市
(1) 身近な地域での魅力ある住環境づくりの支援							
継続 ☆	まちづくり活動助成、専門家派遣などの支援	○	○	◎			◎
拡充 ★	地域組織の活動の維持・継続や地域組織の存在や活動の広報・周知の支援	◎	◎	○	○		◎
拡充 ★	人と人とのつながりを醸成する多様な住まい方に対する分野横断的な支援	○	○	◎	○		◎
(2) 分譲マンションの管理・運営に関する適切な支援							
拡充	マンション管理組合と協働したコミュニティ育成の取り組み	◎	◎	○			◎
拡充	マンション管理のための情報提供や相談体制の充実	○		◎			◎
拡充	管理組合同士の交流や情報交換等の取り組み支援	◎		○			◎
新規	適切な管理、建替えなどへの支援のあり方の検討	○		○	◎		◎
継続	バリアフリー化や耐震化の促進	◎		○	○		◎
新規	超高層マンションの将来的な課題の調査、研究	○	○	○	○		◎
拡充	「大切に住まう」「共に住まう」意識の向上に向けた取り組み	◎	○	○	○		◎

方向性6. すまいるネットを核とした住まい手の総合支援

施策に関する主体

市 民	地 域 団 体	支 援 者	住 ま い 手	提 供 者	住 ま い	神 戸 市
--------	------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------

(1) 相談体制の拡充

継続	相談への助言・アドバイスを中心とした 住まい手への総合支援	○		◎	○	◎
----	----------------------------------	---	--	---	---	---

(2) 住まいに関するプラットフォーム機能の強化

拡充	NPO法人などとの連携によるプラット ホーム機能の強化	○	○	◎	○	◎
拡充	関連セクターとの連携・活用などによる 問題解決能力の向上	○		◎	◎	◎

(3) わかりやすい住情報の発信

継続	住まい手のライフステージやライフスタ イルに応じ、必要とされる場面での的 確な情報提供	○	○	○	◎	◎
新規	住宅確保要配慮者への、NPO法人な どの支援組織や地域団体等と連携し た仕組みの構築	○	◎	◎		◎
拡充	★ 属性に応じた情報提供の充実	○	○	○	○	◎

(4) 住教育支援の充実

拡充	関係団体と連携した多様なセミナー等 の実地と参加者層の拡大	○	○	◎		◎
継続	学校教育でのいっそうの普及と定着	○		◎		◎

(5) 認知度の向上

継続	地域におけるすまいるネットの認知度 の向上	○	○	○	○	◎
----	--------------------------	---	---	---	---	---